

東筑紫短期大学 公的研究費等使用に係る行動規範

平成 27 年 3 月 24 日制定

東筑紫短期大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を確保しつつ本学の学術研究体制に対する社会からの信頼を担保するため、本学における公的研究費の使用に関わる全ての者（以下「教職員」という。）の行動規範を次のとおり定める。

- 1 教職員は、本学の管理する公的研究費が国民の税金で賄われていることを十分認識し、適正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教職員は、公的研究費に基づく研究活動において、研究データや資料等を厳重に取り扱うとともに、データのねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。
- 3 教職員は、公的研究費の使用にあたって、以下に定めるような不正使用を行ってはならない。
 - 一 架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること
 - 二 実態の伴わない講師料・給与を支払わせること
 - 三 実態の伴わない旅費を支払わせること
 - 四 その他法令や本学諸規程に違反する不正使用や目的外使用
- 4 教職員は、取引業者との関係において、社会に対して疑惑や不信を招くことがないよう公正に行動しなければならない。
- 5 教職員は、相互の理解と綿密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用の未然防止に努めなければならない。
- 6 教職員は、研究活動の過程で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 7 教職員は、研究活動の不正行為や研究費の不正使用があった場合は、その是正に努め、放置をせず、速やかに適切な処理を行わなければならない。